

改正後	<p>中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示</p> <p>中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>「一〇二十 略」</p>
改正前	<p>中小企業等経営強化法施行令第十六条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示</p> <p>中小企業等経営強化法施行令第十六条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>「一〇二十 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	